

業務改善助成金

中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金

平成 27 年 2 月 拡充

事業場内の最も低い時間給を、引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、賃金引き上げに資する業務改善を支援します。

<チェック項目>

- ☑ 中小企業・小規模事業者である
- ☑ 事業場内最低賃金が時間給等 800 円未満かつ地域別最低賃金額以上の労働者を使用している事業主である

業務改善計画の策定

賃金引上計画の策定



就業規則等に規定

賃金規定の作成



賃金改善の実施



支給申請

どんな経費が対象になるの？

- ・ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入
在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの**購入費用**作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の**改装、機器等の購入費用**
- ・ 労働能率の増進に資する研修
新設備導入に必要な労働者の操作**研修の費用**

車やパソコンは対象外です

助成額

経費の4分の3 (上限 150 万円) 拡充!
ただし、従業員 31 人以上の事業所は 2 分の 1

☆ 詳しくは担当までお尋ねください ☆

© 2009-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved